

山梨県公報

号外第五十二号

令和三年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 人事委員会
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第四十七号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項ただし書を削り、同条第四項中「指定代理納付者」を「法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(次項、第四十六条の二及び第七十八条第一項第四号において「指定納付受託者」という。)」に改め、同条第五項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

第四十六条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「指定代理納付者」を「法第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 指定納付受託者を指定したときは、法第二百三十一条の二の三第二項に定めるもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。当該事項を変更したときも同様とする。

一 指定納付受託者に納付させる歳入(雑部金を含む。)

二 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

三 指定納付受託者の指定の期間

第四十六条の二の次に次の一条を加える。

(身分証明書)

第四十六条の三 法第二百三十一条の二の六第四項の証明書は、身分証明書(第三十二号様式)のとおりとする。

第七十八条第一項に次の一号を加える。

四 指定納付受託者との契約に基づく歳入(雑部金を含む。)に係る取扱手数料

該契約により収納した収入金

第二十七号様式の二を削る。

第三十二号様式を次のように改める。

(表)

↑ 5.5 センチメートル ↓	第 号
	身分証明書
	写真
	所 属 職・氏名 生年月日
	地方自治法第231条の2の6第3項の規定による立入検査を行う検査員であることを証明する。
	年 月 日
	山梨県知事 氏 名 印
	← 9.1センチメートル →

(裏)

地方自治法 (抜粋)

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第231条の2の6 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前3条、この条及び第231条の4の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

山梨県規則第四十八号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第四百八十四号の十九を第四百八十四号の二十四とし、第四百八十四号の十から第四百八十四号の十八までを五号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の九の次に次の五号を加える。

四百八十四の十 住宅の容積率の特例許可申請手数料

四百八十四の十一 改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

四百八十四の十二 改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

四百八十四の十三 改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

四百八十四の十四 改正前長期優良住宅法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料

別表第五百十七号の次に次の一号を加える。

五百十七の二 クロスボウ取扱講習会手数料

別表中第五百二十三号の十二を第五百二十三号の十三とし、第五百二十三号の六から第五百二十三号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第五百二十三号の五の次に次の一号を加える。

五百二十三の六 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表中第四百八十四号の十九を第四百八十四号の二十四とし、第四百八十四号の十から第四百八十四号の十八までを五号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の九の次に

五号を加える改正規定 令和四年二月二十日

二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和四年三月十五日

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表中第四百八十四号の十九を第四百八十四号の二十四とし、第四百八十四号の十から第四百八十四号の十八までを五号ずつ繰り下げ、第四百八十四号の九の次に

五号を加える改正規定 令和四年二月二十日

二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 令和四年三月十五日

山梨県規則第四十九号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改める。

第三条第一項中「第六条第五号」を「第六条第四号」に改め、同項に次の一号を加える。

十七 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和三年山梨

県条例第二十七号）第七条の許可又は同条例第十一条第四項の規定による協議の成

立

第三条第二項中「第六条第五号」を「第六条第四号」に改める。

第四条中「第六条第七号」を「第六条第六号」に改める。

第一号様式中「 $\text{海}^{\text{シ}}\text{シ}^{\text{シ}}\text{シ}^{\text{シ}}$ 」を「 $\text{海}^{\text{シ}}\text{シ}^{\text{シ}}\text{シ}^{\text{シ}}$ 」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（同項に一号を加える改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等

に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山梨県人事委員会

委員 長 中 島 琢 雄

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時

間等に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事

委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 第四十六条第二項中「10の項」を「13の項」に、「同表11の項から17の項」を「同表14の項から19の項」に改める。
 別表第二中17の項を19の項とし、14の項から16の項までを二項ずつ繰り下げ、13の項を削り、12の項を15の項とし、6の項から11の項までを三項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 会計年度任用職員の分べん休暇	その分べん予定日前八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)に当たる日から分べんの日後八週間目に当たる日までの期間内
7 配偶者出産休暇	三日以内
8 男性会計年度任用職員の育児参加休暇	五日以内

別表第三3の項中「別表第二12の項」を「別表第二15の項」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「10の項」を「13の項」に、「同表11の項から17の項」を「同表14の項から19の項」に改める。
 別表第二中17の項を19の項とし、14の項から16の項までを二項ずつ繰り下げ、13の項を削り、12の項を15の項とし、6の項から11の項までを三項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 会計年度任用職員の分べん休暇	その分べん予定日前八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)に当たる日から分べんの日後八週間目に当たる日までの期間内
7 配偶者出産休暇	三日以内
8 男性会計年度任用職員の育児参加休暇	五日以内

別表第三3の項中「別表第二12の項」を「別表第二15の項」に改める。
附則
 この規則は、令和四年一月一日から施行する。